

# 東南アジア史学会会報 No. 41

昭和59年10月

## 第31回研究大会における学会総会

### 会則の改訂

昭和59年6月10日に開催した会員総会において、会則の一部を次のように改めた。

旧条文第6条1。この会に次の役員をおく。(1)会長1名、(2)委員若干名。新条文第6条1。この会に次の役員をおく。(1)会長1名、(2)本部、地区等の役員各若干名。4。事故により会長の職務執行が不可能の場合、会長のあらかじめ指名する会員がその職務を代行する。

### 役員選出規則の改訂

同上会員総会において、旧条文の「第3条2。選考委員の定数は7名とする」の後に、次の文言を新しく加える。「末位に同数得票者がある場合は、選挙管理委員会の抽せんにより、1名を当選者とする」という原案を承認した。

### 国際アジア・北アフリカ研究会議の国内委員会委員について

同上会員総会において、本学会を代表して市川会長が上記委員となることを承認した。

### 昭和57年度および58年度学会会計決算報告

同上会員総会において、和田久徳会計監査委員の監査報告を経た決算報告を承認した。

#### 昭和57年度東南アジア史学会会計決算報告（昭和57年1月1日～12月31日）

会計委員 鈴木恒之

##### I. 収入の部

会員会費	453,500
会員論文目録売上金	7,400
郵便貯金利子	5,950
前年度繰越金	604,955
	1,071,805

##### II. 支出の部

名簿印刷費	105,000
会報No.36印刷費	29,160
27回大会プログラム印刷費	5,000
会報No.37、28回大会プログラム印刷費	82,400
研究大会講演者謝礼（27、28回）	40,000
吉田氏感謝状・記念品	17,180
委員会費	3,846
郵送・通信費	164,485
事務費	31,060
	478,131

##### III. 差引残高（次年度繰越金）

593,674

1,071,805

1,071,805

会計簿を点検し、間違いのないことを確認いたしました。

会計監査 和田久徳㊞

## 昭和58年度東南アジア史学会会計決算報告（昭和58年1月1日～12月31日）

会計委員 鈴木恒之

## I. 収入の部

会員会費	918,000
会場費（於京都会館）	44,500
会員名簿売上金	1,000
郵便貯金利子	13,839
前年度繰越金	593,674

1,571,013

## II. 支出の部

会報No.38、29回大会プログラム印刷費	49,000
京都会館使用料（29回大会）	115,000
会報No.39印刷費	35,100
30回大会プログラム印刷費	12,500
大会講演者謝礼（30回）	20,000
東大使用料（30回大会）	23,270
故鈴木会長献花	12,000
郵送・通信費	160,983
事務費	57,820

486,173

## III. 差引残高（次年度繰越金） 1,084,840

1,571,013

1,571,013

会計簿を点検し、間違いないことを確認いたしました。

会計監査 和田久徳㊞

## 第30回研究大会発表要旨（前号に続く）

## タイ国古典歌曲に於ける声調と旋律の関係

種瀬陽子

タイ国の伝統的な声楽をとり扱う場合、最も興味深い問題はうたの旋律と歌詞の声調との関係である。タイ語のように声調をもつ言語、すなわち声調言語はそれ自体が音の高低をもち、その音の高さによって意味が判読されるという点で、非常に音楽的な言語と言える。しかしながら、一方では、それぞれの語の音高が区別されるが故に、かえって束縛を受け、それらがうたわれる場合、音楽的な自由さをもつことが難しいとも言える。

そこで問題となるのは、声調言語がうたわれる時、どの程度声調の原理がうたの旋律の中で生かされ、反映されるか、あるいはゆがめられるかという点である。そして、そのように捉われた言葉がうたの中でどの程度意味を伝達し得るかという点である。

このような観点から、この発表では、タイ国の声楽、特に宮廷で発達した古典声楽のうちの「うたいもの」に於ける言葉の声調とうたの旋律との関係をあきらかにし、その原理を提示した。ここで「うたいもの」とは「語りもの」と対になるジャンルで、タイ国古典声楽の中心をなすものである。

紙面の関係上、仮説の提示に至るプロセスをすべて省略し、結論のみに言及すると、次の各点となる。

- 1) タイ国古典歌曲では、構造上、グローンペー（ト）という詩形の各語があてはめられる部分と、ウアンと呼ばれる意味をもたないメリスマ的な旋律の部分とに分けられる。
- 2) タイ語のもつ五つの声調のいずれの場合に於いても、同じ声調をもったシラブルは、同じ旋律の動き方、すなわち同じ旋律の型をもってうたわれる。但し、リズムは基本旋律の構造やテンポなど

どによって変化する。

- 3) 更に、それぞれの声調に呼応した旋律の型は、五音音階上のそれぞれの音の高さに於いても同じように見られる。
- 4) 従って、異なる楽曲であっても、同じ声調をもつ歌詞でうたわれると、基本旋律の構造が異なるにも拘らず、旋律の動き方は類似したものとなる。
- 5) 逆に、同じ楽曲であっても、異なる声調をもつ歌詞でうたわれると、同じ基本旋律の構造をもちながらも、実際の旋律の動きは異なってくる。
- 6) 下声falling及び上声risingに於いて旋律の動きの型に2種類あるため、音階構造上、2つのグループに分ける必要がある。

以上をまとめた図はここでは省略させて頂く。

この考察から明らかのように、タイ国の古典声楽に於いては、うたの旋律と歌詞の声調をとり扱う方法にはっきりとした法則性があることがわかる。そして、それぞれの声調にあわせてうたの旋律がとり扱われるため、歌詞の声調がうたの中で明確に示され、従って意味も正確に伝達され得る。

この原理が明らかにされたことによって二つの利点があると考えられる。第一には、今まで非常に困難であったタイ国古典声楽の分析が容易に行なえるため、楽曲の基本構造を明確に捉えることが出来る。第二には、この原理を理解する者は、どの楽曲でも、かつてうたったことのない新しい歌詞をあてはめてすぐにうたうことが出来る。そして、もしこの原理が働かないとすれば、それは転調、サムニアン（グ）（アクセント）、あるいは後続の旋律との関係で変化したものと考えられる。

この発表で述べられた原理は、タイ国古典声楽、しかも「うたいもの」にのみ有効であり、他の様式では又異なる原理が働いている。しかし、ここでみられたうたの旋律と歌詞の声調との密接な関係は、他の様々な様式にもみられるため、様式決定の重要な要素と言えるであろう。又、このうたことばの密接な関係は、声調言語をもつラーオ族、少数民族、更に中国等の声楽にも広くみられる。従って、それぞれの様式ごとの型及び民族ごとの型を明らかにしてゆくことが今後の課題である。

## マレーシア、ヌグリ・スンビランにおける宮廷儀礼

富沢 寿男

ヌグリ・スンビラン宮廷の諸儀礼を、「支配者」・「被支配者」双方の空間移動の側面に着目することによって分析することが本発表のねらいである。考察の対象として、宮廷儀礼の中でも最も重要な王の即位儀礼、地方首長たちによる拝謁儀礼、及び王族の婚姻儀礼を取り上げる。これらの儀礼の過程には、次のような共通の構造が指摘される。

- 1) 王宮の前にregaliaを下ろす。これは儀礼の開始を示す。
- 2) 灌水儀礼のため、王・王妃（王子・王女）が山車に乗り、王宮からパンチャ・プルサダという儀礼空間への往復運動をする行列行進が行なわれる。
- 3) 儀礼の中心部分（即位式、拝謁式、結婚式、等）が展開する。

重要なことは、(3)の前段階として(1)と(2)が不可欠になっていることである。そして特に注目されるのは、(3)の中心的儀礼が王宮の内部で行なわれ、一般大衆には原則として公開されないのであるが、(2)の灌水儀礼のみは王宮の外で行なわれ、人々が直接目撃することの許される唯一の機会を提供していることである。その意味でも(2)は、「支配者」と「被支配者」との接点を提供しているといえ、同時に、王・王妃（王子・王女）が王宮、即ち、「支配者」空間から、「被支配者」側により重心のあるパンチャ・プルサダ空間へ移動し、灌水儀礼後、再びこの「被支配者」空間から「支配者」空間へ戻るという、直線的往復運動を行なうことが、儀礼全体の前半部として、必須の過程として組み込まれていることを示す。

ところで(2)の儀礼過程は、ヌグリ・スンビラン王朝の起源伝承と構造的に符合する。即ち、初

どによって変化する。

- 3) 更に、それぞれの声調に呼応した旋律の型は、五音音階上のそれぞれの音の高さに於いても同じように見られる。
- 4) 従って、異なる楽曲であっても、同じ声調をもつ歌詞でうたわれると、基本旋律の構造が異なるにも拘らず、旋律の動き方は類似したものとなる。
- 5) 逆に、同じ楽曲であっても、異なる声調をもつ歌詞でうたわれると、同じ基本旋律の構造をもちながらも、実際の旋律の動きは異なってくる。
- 6) 下声falling及び上声risingに於いて旋律の動きの型に2種類あるため、音階構造上、2つのグループに分ける必要がある。

以上をまとめた図はここでは省略させて頂く。

この考察から明らかのように、タイ国の古典声楽に於いては、うたの旋律と歌詞の声調をとり扱う方法にはっきりとした法則性があることがわかる。そして、それぞれの声調にあわせてうたの旋律がとり扱われるため、歌詞の声調がうたの中で明確に示され、従って意味も正確に伝達され得る。

この原理が明らかにされたことによって二つの利点があると考えられる。第一には、今まで非常に困難であったタイ国古典声楽の分析が容易に行なえるため、楽曲の基本構造を明確に捉えることが出来る。第二には、この原理を理解する者は、どの楽曲でも、かつてうたったことのない新しい歌詞をあてはめてすぐにうたうことが出来る。そして、もしこの原理が働かないとすれば、それは転調、サムニアン（グ）（アクセント）、あるいは後続の旋律との関係で変化したものと考えられる。

この発表で述べられた原理は、タイ国古典声楽、しかも「うたいもの」にのみ有効であり、他の様式では又異なる原理が働いている。しかし、ここでみられたうたの旋律と歌詞の声調との密接な関係は、他の様々な様式にもみられるため、様式決定の重要な要素と言えるであろう。又、このうたことばの密接な関係は、声調言語をもつラーオ族、少数民族、更に中国等の声楽にも広くみられる。従って、それぞれの様式ごとの型及び民族ごとの型を明らかにしてゆくことが今後の課題である。

## マレーシア、ヌグリ・スンビランにおける宮廷儀礼

富沢 寿男

ヌグリ・スンビラン宮廷の諸儀礼を、「支配者」・「被支配者」双方の空間移動の側面に着目することによって分析することが本発表のねらいである。考察の対象として、宮廷儀礼の中でも最も重要な王の即位儀礼、地方首長たちによる拝謁儀礼、及び王族の婚姻儀礼を取り上げる。これらの儀礼の過程には、次のような共通の構造が指摘される。

- 1) 王宮の前にregaliaを下ろす。これは儀礼の開始を示す。
- 2) 灌水儀礼のため、王・王妃（王子・王女）が山車に乗り、王宮からパンチャ・プルサダという儀礼空間への往復運動をする行列行進が行なわれる。
- 3) 儀礼の中心部分（即位式、拝謁式、結婚式、等）が展開する。

重要なことは、(3)の前段階として(1)と(2)が不可欠になっていることである。そして特に注目されるのは、(3)の中心的儀礼が王宮の内部で行なわれ、一般大衆には原則として公開されないのであるが、(2)の灌水儀礼のみは王宮の外で行なわれ、人々が直接目撃することの許される唯一の機会を提供していることである。その意味でも(2)は、「支配者」と「被支配者」との接点を提供しているといえ、同時に、王・王妃（王子・王女）が王宮、即ち、「支配者」空間から、「被支配者」側により重心のあるパンチャ・プルサダ空間へ移動し、灌水儀礼後、再びこの「被支配者」空間から「支配者」空間へ戻るという、直線的往復運動を行なうことが、儀礼全体の前半部として、必須の過程として組み込まれていることを示す。

ところで(2)の儀礼過程は、ヌグリ・スンビラン王朝の起源伝承と構造的に符合する。即ち、初

代王とされるラジャ・ムレワルは、篡奪者ラジャ・カーティブを現在の王宮所在地スリ・ムナンティから駆逐後も、そのまま王として即位せず、土着の娘を妃として強奪し、一度、「被支配者」空間であるルンバウの地へ移り、そこで地方首長たちに王としての承認を得、ルンバウでの即位を経て、初めて、スリ・ムナンティの王宮に移って王朝を開始したという。この初代王によるスリ・ムナンティからルンバウ、ルンバウからスリ・ムナンティへの空間移動は、「支配者」が「被支配者」空間へのフィルターを通して、初めて「支配者」たり得ることを物語るものである。宫廷儀礼における「支配者」側の、王宮からパンチャ・プルサダへ、パンチャ・プルサダから王宮へ、という往復運動は、このラジャ・ムレワル伝承の儀礼的反復の表現であると解釈することが可能である。

一方、儀礼の中心部分である（3）の過程は、（2）と逆転しているといってよい。即ち、ここでは「被支配者」側が、「支配者」空間への直線的往復運動を行なうのである。換言すれば、「被支配層」が（スリ）ラジャ・ディ・ムーダという、「被支配者」のために設けられた特別な儀礼空間から、シンガーサーナ、即ち玉座にいる王・王妃の前に進み出、拝謁後、再びラジャ・ディ・ムーダ空間へ下がる（結婚式であれば、王子・王女が類似したパターンで拝謁を受ける）。

こうしてみると、ヌグリ・スンビランの宫廷儀礼の基本構造は、「支配者」側による、「被支配者」空間への往復運動によって構成される前半部が、「被支配者」側による、「支配者」空間への往復運動によって儀礼の中心目的が遂げられる後半部を導入するための必須の過程として要請されていることを示すものである。以上のような儀礼の分析を通して、「支配者」・「被支配者」間の互恵的契約に依処し、かつ、相互のコミュニケーションが強調される伝統的政治倫理を、我々は窺い知ることができるるのである。

## 東南アジア史料としての嶺外代答 —安南國の条を中心として—

和田 正彦

南宋の淳熙5年（1178）に廣南西路の桂林通判の任にあった周去非の著わした「嶺外代答」は、范成大の「桂海虞衡志」、趙如适の「諸蕃志」とともに西暦12、13世紀の東南アジアに関する重要な文献史料であることは夙に知られている。ここでは「嶺外代答」全10巻、19門、294条のうち同書の卷2 外國門上に収められている安南國の条の内容を検討することによって、当時のベトナム人の中国觀、中国人のベトナム觀を考えてみたい。

安南國の条の内容は大凡7つの部分に分けて考えられる。まず第1は行政区画・地理的位置を記した部分で、当時ベトナムを支配していた李朝の行政区画が4府13州3寨から成っていたことが記されており、また各々の名称と大凡の地理的位置関係についても記されている点が注目される。この行政区画数と名は、周去非が著作時に参照した「桂海虞衡志」（佚文が「文献通考」卷330 四裔考7 交趾の条に収載されている）にも見えず、「宋史」の交趾傳をはじめ他の中国側漢文史料にも見えないばかりか、ベトナム側漢文史料にみえる李朝の行政区画数（24路2寨）や名称とも異なり、アンリ・マスペロやダオ・ズイ・AINらの李朝の歴史地理に関する研究でもこの記事が基本史料になっている。

次の中国南部とベトナム李朝の都、昇龍との交通路に関する記事については、前回の大会で「宋代のベトナムを記述した范成大・周去非・趙如适の対外政策」と題して発表された山内正博先生も指摘されたように、その末尾の「地里此れに止まるも文移動もすれば數月を以てす。蓋し故さらに遷延を為し、以て道里の遠きを示す。」からは、小国ベトナム李朝が大国中国＝宋に対して国土を広くみせることによって、中国側の情報収集活動を極力防止しようとしたことがわかる。

第3番目の部分は丁部領即位の年（965）から李高宗即位の年（1175）までのベトナムの王朝交替、帝位継承について記されているが、次の国号、年号、謚号に関する部分ではベトナムの年号の創始や李朝各皇帝の年号に明らかな誤りがみられる。次の内政に関する部分は、ほぼ同様の文章が「桂海虞衡志」にみえるので、これによったものと考えられる。なお、ベトナムの職官の分類について、安南國の条とベトナムの史書との間に違いがある。すなわち、安南國の条では内職を「治國」の官、外職

代王とされるラジャ・ムレワルは、篡奪者ラジャ・カーティブを現在の王宮所在地スリ・ムナンティから駆逐後も、そのまま王として即位せず、土着の娘を妃として強奪し、一度、「被支配者」空間であるルンバウの地へ移り、そこで地方首長たちに王としての承認を得、ルンバウでの即位を経て、初めて、スリ・ムナンティの王宮に移って王朝を開始したという。この初代王によるスリ・ムナンティからルンバウ、ルンバウからスリ・ムナンティへの空間移動は、「支配者」が「被支配者」空間へのフィルターを通して、初めて「支配者」たり得ることを物語るものである。宫廷儀礼における「支配者」側の、王宮からパンチャ・プルサダへ、パンチャ・プルサダから王宮へ、という往復運動は、このラジャ・ムレワル伝承の儀礼的反復の表現であると解釈することが可能である。

一方、儀礼の中心部分である（3）の過程は、（2）と逆転しているといってよい。即ち、ここでは「被支配者」側が、「支配者」空間への直線的往復運動を行なうのである。換言すれば、「被支配層」が（スリ）ラジャ・ディ・ムーダという、「被支配者」のために設けられた特別な儀礼空間から、シンガーサーナ、即ち玉座にいる王・王妃の前に進み出、拝謁後、再びラジャ・ディ・ムーダ空間へ下がる（結婚式であれば、王子・王女が類似したパターンで拝謁を受ける）。

こうしてみると、ヌグリ・スンビランの宫廷儀礼の基本構造は、「支配者」側による、「被支配者」空間への往復運動によって構成される前半部が、「被支配者」側による、「支配者」空間への往復運動によって儀礼の中心目的が遂げられる後半部を導入するための必須の過程として要請されていることを示すものである。以上のような儀礼の分析を通して、「支配者」・「被支配者」間の互恵的契約に依処し、かつ、相互のコミュニケーションが強調される伝統的政治倫理を、我々は窺い知ることができるるのである。

## 東南アジア史料としての嶺外代答 —安南國の条を中心として—

和田 正彦

南宋の淳熙5年（1178）に廣南西路の桂林通判の任にあった周去非の著わした「嶺外代答」は、范成大の「桂海虞衡志」、趙如适の「諸蕃志」とともに西暦12、13世紀の東南アジアに関する重要な文献史料であることは夙に知られている。ここでは「嶺外代答」全10巻、19門、294条のうち同書の卷2 外國門上に収められている安南國の条の内容を検討することによって、当時のベトナム人の中国觀、中国人のベトナム觀を考えてみたい。

安南國の条の内容は大凡7つの部分に分けて考えられる。まず第1は行政区画・地理的位置を記した部分で、当時ベトナムを支配していた李朝の行政区画が4府13州3寨から成っていたことが記されており、また各々の名称と大凡の地理的位置関係についても記されている点が注目される。この行政区画数と名は、周去非が著作時に参照した「桂海虞衡志」（佚文が「文献通考」卷330 四裔考7 交趾の条に収載されている）にも見えず、「宋史」の交趾傳をはじめ他の中国側漢文史料にも見えないばかりか、ベトナム側漢文史料にみえる李朝の行政区画数（24路2寨）や名称とも異なり、アンリ・マスペロやダオ・ズイ・AINらの李朝の歴史地理に関する研究でもこの記事が基本史料になっている。

次の中国南部とベトナム李朝の都、昇龍との交通路に関する記事については、前回の大会で「宋代のベトナムを記述した范成大・周去非・趙如适の対外政策」と題して発表された山内正博先生も指摘されたように、その末尾の「地里此れに止まるも文移動もすれば數月を以てす。蓋し故さらに遷延を為し、以て道里の遠きを示す。」からは、小国ベトナム李朝が大国中国＝宋に対して国土を広くみせることによって、中国側の情報収集活動を極力防止しようとしたことがわかる。

第3番目の部分は丁部領即位の年（965）から李高宗即位の年（1175）までのベトナムの王朝交替、帝位継承について記されているが、次の国号、年号、謚号に関する部分ではベトナムの年号の創始や李朝各皇帝の年号に明らかな誤りがみられる。次の内政に関する部分は、ほぼ同様の文章が「桂海虞衡志」にみえるので、これによったものと考えられる。なお、ベトナムの職官の分類について、安南國の条とベトナムの史書との間に違いがある。すなわち、安南國の条では内職を「治國」の官、外職

の「治兵」の官と規定しているが、ベトナムの史書では内職は中央の官、外職は地方官に対する総称とし、文官は文班、武官は武班という総称で呼ぶのが一般的である。

次は紹興26年（1156）の朝貢および乾道9年（1173）の朝貢に関する記事で、ともに「宋會要輯稿」第199冊 蕃夷7の47葉および51~56葉に詳しい。この部分では、宋の使節の態度とそれを迎えるベトナム官人の態度に関する記事に興味深いものがある。すなわち、ベトナム側が宋の使節とベトナムの一般人民とが接触することを極度に警戒していたことが記されているが、これも中国側の情報収集活動を防止するためにとられた措置と考えられる。また、乾道9年の朝貢の記事の中に、ベトナムの使節の傲慢な振舞いを記した部分があるが、これは逆に、ベトナム側から考えると、朝貢は中国の国内情勢を探る絶好の機会であったので、多少強引とも思われる態度や行動をとったものと考えられる。

最後の部分では、髪形、髪飾、扇、履物、笠、文身、頭巾、官人の服装と乗り物などベトナムの当時の風俗について記しており、このうち鶴羽扇、螺笠、皮履などについては同書卷6 器用門の羽扇、蠻笠、皮履の各条に詳しく記されており、轎という駕籠式の乗り物についても同書卷10 蠻俗門の抵鷗の条に詳しい。

以上のことから、この宋南國の条は、中国＝宋とベトナム＝李朝の情報収集合戦の一方の成果の一つであると考えられる。宋と李朝とは対立（西暦11世紀末の李朝の宋領内侵攻と宋の反攻）と共存（朝貢関係の維持）という歴史的関係を前提に考えると、国境防衛の任にあった范成大も周去非も私の興味からではなく、少なくともベトナムに関する限りは公的立場からその国内情勢を調査して記録にとどめたものと考えられる。その証左としては、同書の卷2、卷3の外国門において安南國の条が他の諸条に比べて極めて長文であることや、殊にベトナム・中国双方にとって格好の情報収集の機会である朝貢に関する部分が多いことのほかに、同書には卷1の邊帥門や卷3の沿邊兵・土丁戍邊・峒丁戍邊・田子甲の諸条にみられるようにベトナムと国境を接する両廣地方の兵制に関する記事が多いことがあげられよう。

## 第31回研究大会

昭和59年6月9日（土）、10日（日）の両日、大阪外国语大学で開催された。同大学のプログラムおよび発表要旨は次のとおり。

6月9日（土）

〈自由研究発表〉

モータムと「呪術的仏教」

林 行夫（竜谷大大学院）

タイの地方行政と農村開発

橋本 卓（同志社大大学院）

植民地期南部ベトナムの土地政策と水田開発

高田洋子（津田塾大）

パレンバン王国の政治構造

鈴木恒之（東京女子大）

ジャワ村落の多様性—クントウィジョヨのマドゥラ社会研究をめぐって—

田中則雄

6月10日（日）

〈シンポジウム『東南アジア現代史におけるリーダーシップ』〉

問題提起

池端雪浦（東京外国语大学）

アウン・サンからネ・ウインへ

奥平竜二（東京外国语大学）

ホー・チ・ミンからレ・ズアンへ

五島文雄（大阪外国语大学）

スカルノからスハルトへ

土屋健治（京都大学）

コメント

松尾大（大阪外国语大学）

## 問題提起

池端雪浦

このシンポジウムでとり挙げる東南アジア現代史とは、政治史を中心とした時代区分で、第二次世界大戦以後の時代を指している。戦後の東南アジア政治史をリーダーシップの推移に着目して展望すると、三つの国家グループが指摘される。第一グループは、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、タイの ASEAN 5カ国で、これらの国々では、大戦後、旧植民国から政治的独立を獲得したのち(タイはこの点で例外に属するが)、大戦前から民族運動を率いてきた指導者のリーダーシップのもとで、民族国家の建設がめざされた。しかし、これらのリーダーシップは、民族国家建設の要件である、国民統合、民族社会内部における社会的・経済的平等、経済の自立的発展等を実現することができなくて、各国で政治不安が頻発した。こうした政治不安が、国際政治の推移とも相俟つて危機的状況を迎えた段階で(その時期は、50年代末から60年代末にかけて生じた)、これらの国々では、外資導入による経済発展と、強権支配による政治的安定をめざす開発政治が展開され、今日にいたっている。第二グループは、実はビルマ一国だけであるが、ビルマでは、戦後政治の展開は、初期から中期にかけては、第一グループと類似のコースを辿った。しかし、第一グループが50年代末から60年代末にかけて、政治的危機の克服方法として、開発政治を選択した段階で、ビルマでは1962年にネ・WIN軍事政権による「ビルマ式社会主义」という独自の道が追求され、この政治体制が今日まで続いている。第三グループは、ベトナム、ラオス、カンボジアのインドシナ3国で、これらの国々では、民族独立闘争が延々70年代半ばまで続き、現在ようやく統一的民族国家建設がその緒に就きはじめたところである。しかも、これらの国々が追求している政治体制は社会主义体制であって、第一グループとは同一の枠組で論じ難い問題も多々認められる。今回のシンポジウムでは、以上の3グループから各1国の報告が予定されている。

シンポジウムの統一テーマをいま少し敷衍すると、個別報告の論題から想像されるように、民族独立闘争期のリーダーシップとの対比において、現在のリーダーシップの性格を特徴づけようということである。テーマの中心的ポイントは、現在のリーダーシップの理解にあり、それが民族独立闘争を率いたリーダーシップと比較されるゆえんは、とくに、第一・第二グループにおいては、両期のリーダーシップはともに強力な集中的指導性を發揮しているにもかかわらず、歴史的性格や権力構造などにおいては、相當に異なっているとみられるからである。そこで、こうした比較の視点をもって今日のリーダーシップを考察する際、検討さるべき分析課題について、以下箇条的に6点だけ指摘しておきたい。

- (1) 現在のリーダーシップが登場した歴史的背景の解明。
- (2) 各リーダーシップが軍の中、党の中、議会の中などから登場したプロセスの解明(=リーダーシップ形成の場における固有のプロセスとメカニズムの解明)。
- (3) リーダーシップの支持基盤の検討。
- (4) 当該リーダーシップはどのような制度的変化をもたらしたか。換言すれば、どのような制度を通じて自己を実現しているか。
- (5) 当該リーダーシップはどのようななかたちで国民の支持(服従)を調達しているか。
- (6) 国民が現在のリーダーシップを承認ないしは許容している論理は何か(=リーダーシップの正当性についての考察)。

以上をまとめると、(1)はリーダーシップの歴史的性格に関わる問題、(2)・(3)・(4)はリーダーシップの制度、構造に関わる問題、(5)・(6)はリーダーシップに対する国民の対応に関する問題である。最後に挙げたリーダーシップの正当性の問題は、それぞれの国の固有文化に根ざす底の深い問題であり、いまだ十分な研究がなされていないことから、このシンポジウムでその糸口となる議論が展開されることを期待したい。

## スカルノからスハルトへ

土屋 健治

ASEAN の成立は、インドネシアの国際環境を基本的に変化させた。これにより、軍の主要な機能は国防から治安へと移行した。これを前提として、「スハルト体制」について三つの論点を述べる。第一は歴史的背景、第二は制度とイデオロギー、第三は社会変容である。

1. 転換期の政治状況（1960年代）——歴史的背景。インドネシアの政治体制の構造変化は1960年代に一挙に顕在化した。それは次の4点に整理できる。第一は、1945年の独立宣言以来四半世紀を経て、nation-state としてのインドネシアの形成が完了したことである。この時代は政治的動員のレベルが一貫して高く、それにともなって政治的同化の過程が進展し、唯一の正統政府がジャカルタに存在すべきであるということに関する全国民的同意が形成された。そしてスカルノは、この動員と統御の比類なき主宰者であった。第二は、中央集権的ビュロクラシーが成立していくこの過程で、中央集権化と合理化をもつとも成功裡に行なったのが国軍（ABRI）であったということである。軍は専門的な武装組織であることのほかに、その組織力のネットワークによって政治的影響力を行使し、それゆえ、ことさらに政治的動員を必要とせずまたそのことに関心を示さないという点で、その他の政治勢力とは異質であった。第三は、その軍が、「国防勢力」であるとともに「社会的勢力」であるという「二重機能」を実体化させ、人民軍、革命軍というその「出自」の正統性を強化していたことである。そして第四は、60年代の末になると経済開発の期待が高まっていたので、開発を政策目標に掲げることが、幅の広い政治的連合を可能にしたということである。

2. 開発政策——制度・構造・イデオロギー。20世紀初頭の民族主義誕生の時代から今日に至るまで、近代(modern)<sup>モデルン</sup>という概念はつねにプラスのシンボルであった。この意味で開発(pembangunan)も、modernの一形式であり、それゆえに、政治的シンボルとして正統性をもちうるだけでなく強力でもありえてきた。この開発と政治的安定とは体制の両輪をなしていたが、そのための戦略は次の4点に要約しうる。第一は、1960年代までのインドネシアとは逆に、政治的動員のレベルを低く抑えるということである。政治システムへの入力のチャンネルを限定しつつ秩序づけることで、政治的変数が減少しそれが系統的に管理されるという形態がととのえられた。第二は、政策立案集団と遂行集団の権限と強制力の拡大である。その結果、官僚とテクノクラートが台頭し、これを中核として新しい社会層が生まれてきた。第三は、軍の「二重機能」という理念を一層定着させそれを制度化していくことである。第四は、体制の正統性原理を、明確に1945年憲法とパンチャ・シラにおくことである。革命の正統な継承性と家族主義とパンチャ・シラデモクラシーがその骨子である。

3. 開発の時代のインドネシア社会——変容のかたち。この時代を特徴つけたのは、リアリズムとプラグマティズムである。巷にはモデルンの物質的標識が氾濫し、消費市場はかつてない活況を呈した。文化の表現様式は著しく多様化しました国際化した。センターとしてのジャカルタの役割が極度に拡大してきた。

この時代が直面している課題は次のようなものである。第一は、開発というシンボルは、社会の成員に共有されるよりも、「アトム化された個人」の期待と挫折というレベルで作用し、社会と時代をいろどるのは、ロンゴワルシト以来のペシミズムにみちた時間概念ではあるまいか、という点、第二は、行政システムの効率化と伝統的人間関係の背反性を、どのように克服しうるのか、という点、第三は、世代交代の時代のただなかにあって、世代経験がどのように継承されていくのか、という点である。

## アウン・サンからネ・WINへ

奥平竜二

第2次大戦前・後から現代に至るビルマの3人の政治指導者、アウン・サン、(ウー・)又およびネ・WINは共に、同世代の人物であり、マルクス・レーニンの社会主义思想を学び、それを民族独立闘争の理論的支えとした。しかし暴力革命や唯物論を唱える社会主义思想は仏教徒の国ビルマの文化的土壤に全面的には合わないとの考え方から、彼らは社会主义と仏教の調和を図る方向を打ち出した。アウン・サンはビルマの完全独立に指導的役割を果し、民族の団結による国家の統一を主たる政治目標とした。その意志を継いだヌは篤信の仏教帰依により広く国民の信望を集めだが、独立後の混乱期に確とした政策をもたず、少数民族や仏教国教化の問題で優柔不断な態度を示し、連邦崩壊の危機を招いた。救国の意気に燃えクーデターを決行、政権を掌握したネ・WINはヌによって歪められたアウン・サンの路線へ軌道修正することにより政権の正統性を主張せんとした。

ネ・WINのリーダーシップを支えてきた基盤について、大きく二つの時期に分けて考察する。第1期は軍政時代(1962—74)、第2期はいわゆる「民政移管」(74・3)以降現代までである。独立直後のビルマ政府にとり最大の脅威であった反乱軍問題は逆に国軍のビルマ化を推進せしめ、ネ・WINを頂点とする一枚岩的団結が生まれた。この国軍こそは第1期を支えた政権の基盤であった。ネ・WINの傑出した能力、清廉潔白、抜群の記憶力と卓越した人心掌握術、No.2を養成しない巧みな人事政策、軍警や諜報機関による部下の行動監視などの諸点は政権の安定性を一層強固なものとした。ネ・WINは反乱軍の鎮圧、外国の干渉排除による独立国家維持の目標を最優先し、目標貫徹のために厳しく、性急で、かたくなまでの政策を断行した。国民に対するイデオロギー教育の実施と言論・思想の統制、大学の自治権は奪、僧侶の政治活動弾圧、シビリアンの要職からの追放など、自由で民主的な活動を著しく規制した。排外政策をとり国際社会から孤立した。軍人による経済実権の掌握と急激な国有化は経済混乱と窮屈化を招き、国民の不満がうっ積したが、武力をバックとする政権に国民はたゞ忍従を強いられた感があった。

ネ・WIN政権第2期はビルマ式社会主义の実践段階の時期であり、政権を支える基盤は党である。「民政移管」は実質的には軍官僚のシビリアンへの衣がえによる政治であり、民意を反映するものではないとの見方もあるが、ネ・WIN大統領が新憲法のもと、手続上の制約を受けることとなったこと、軍政時代に幹部党として結成され、国民党にまで成長した社会主义計画党(BSPP)が軍にかわって国政を指導する立場になったこと、クーデターにより奪取した政権であるとのイメージをある程度払拭させることができたことなどの意義が認められる。

1962年4月、「ビルマ社会主义への道」声明、同年7月党憲章、および63年1月党の哲学書「人間と環境との相関関係原理」がおのおの発表された。特に62年4月の声明は、政策立案に当たっては、具体的現実とビルマの自然条件を考慮に入れるべきこと(2条)、左右両極端を回避すべきこと(3条)、時、所および変化して行く情況に応じ対処すべきこと(4条)、いかなる進歩的思想であれ、それを批判的態度で学びビルマに適応させて行くべきこと(5条)、といった基本理念を明らかにしたが、これらが政権の理論的支えとなっている。

1981年11月、ネ・WINはサン・ユに大統領職を移譲したが、引き続き党総裁の地位に留まり、依然権力の中枢にある。現政権がビルマ式社会主义社会の建設という最終目標を達成出来るか否かは一に政権の安定化にかかっている。国政を指導する党が軍より優位に立っているとは言え、武力を握る軍の力は依然絶大で、党と軍の関係は常に微妙であること、国軍がネ・WINの「手造り」から戦後派軍士官学校出身者にとってかわりつつあり、一枚岩的結束が崩れてきていること、国内反乱軍が依然として反政府攪乱工作を続けていること、対外経済開放化政策により外国援助受入れの増大や農業生産の好調等により経済好転の兆しが見えるものの、ビルマが依然 LLDC の水準にあり、また80年代後半に対外債務返済が集中していることなど、現政権は種々の不安定要因を抱えている。しかし現政権は民族の団結による国家統一という政治目標と民生の安定という経済目標のバランスを維持しつつ社会主义社会建設の目標に向って努力する姿勢が窺われる。

最後に現政権を国民が承認している理由に触れておく。ネ・ワインのリーダーシップがおおむね軍の武力によって維持されてきた事実は何人も否定出来ない。また政府指導部の清廉潔白さ、愛国精神や正義感が国民にアピールしてきたことも否定出来ない。さらに、ネ・ワイン長期政権の背景に伝統的な要素がかかわっていることも見逃せない。即ち、上述した政府の声明や党の哲学書が言わんとする諸理論や新憲法序文に言う「搾取なき社会主義社会の建設」という最終目標は、仏教の教えに通じる考え方である。徹底した政教分離政策をとる現政権の社会主義思想の背景にこうした伝統的なビルマ人の考え方方が盛り込まれていることは、ネ・ワイン政権が国民により容認されている隠れた要素であると言える。

## ホー・チ・ミンからレ・ズアンへ

五島 文雄

報告では、まずホー・チ・ミンのリーダーシップとの関連においてレ・ズアンのリーダーシップの確立過程とその安定基盤について述べ、次にレ・ズアンのリーダーシップ下にある時代の歴史的位置づけを試みた。その要旨は以下の通りである。

ホー・チ・ミンから高く評価されたことによって党内でその地位を高め、第3回党大会（1960年）で党第1書記に就任したレ・ズアンは、その後もホー・チ・ミンのリーダーシップの下で、南部解放＝全国範囲での独立＝統一国家の実現という課題を担いつつ、ホーの死亡する1969年までにそのリーダーシップを確立していった。

その後1975年までの間、レ・ズアンのリーダーシップは、彼が先の課題を達成すべく、ホーの「政治技術」を継承しながら言わばホーの敷いたレールの上を歩み続けることによって、その安定基盤を保持してきた。しかし、1975年の『南部解放』を契機に先の課題が達成されると、統一国家の建設という新たな課題が生まれ、まもなく世代交代の必要な時代が到来した。このことは、必然的に、レ・ズアンが彼独自のレールを敷き、その上を歩んで行く傾向を強めさせ、彼に従来とは異なるリーダーシップの安定基盤形成を模索させることになった。このような状況の中で、レ・ズアンは自分の世代はもとより次の世代にも党内にホー・チ・ミンほどの絶大な指導力を持つ人物が現われないと考え、1980年憲法などによって「集団指導体制」の法制化を推進し始めたように思われる。

以上の点から、報告では、レ・ズアンのリーダーシップの下にある時代とは、要するに①民族独立闘争と統一国家建設の2つの課題を担った時代であり、②ホー・チ・ミンの直接的・間接的影響力が薄れゆく中で、「集団指導体制」の法制化が進行しつつある時代と位置づけられるのではないかとの私見を明らかにした。

最後に現政権を国民が承認している理由に触れておく。ネ・ワインのリーダーシップがおおむね軍の武力によって維持されてきた事実は何人も否定出来ない。また政府指導部の清廉潔白さ、愛国精神や正義感が国民にアピールしてきたことも否定出来ない。さらに、ネ・ワイン長期政権の背景に伝統的な要素がかかわっていることも見逃せない。即ち、上述した政府の声明や党の哲学書が言わんとする諸理論や新憲法序文に言う「搾取なき社会主義社会の建設」という最終目標は、仏教の教えに通じる考え方である。徹底した政教分離政策をとる現政権の社会主義思想の背景にこうした伝統的なビルマ人の考え方方が盛り込まれていることは、ネ・ワイン政権が国民により容認されている隠れた要素であると言える。

## ホー・チ・ミンからレ・ズアンへ

五島 文雄

報告では、まずホー・チ・ミンのリーダーシップとの関連においてレ・ズアンのリーダーシップの確立過程とその安定基盤について述べ、次にレ・ズアンのリーダーシップ下にある時代の歴史的位置づけを試みた。その要旨は以下の通りである。

ホー・チ・ミンから高く評価されたことによって党内でその地位を高め、第3回党大会（1960年）で党第1書記に就任したレ・ズアンは、その後もホー・チ・ミンのリーダーシップの下で、南部解放＝全国範囲での独立＝統一国家の実現という課題を担いつつ、ホーの死亡する1969年までにそのリーダーシップを確立していった。

その後1975年までの間、レ・ズアンのリーダーシップは、彼が先の課題を達成すべく、ホーの「政治技術」を継承しながら言わばホーの敷いたレールの上を歩み続けることによって、その安定基盤を保持してきた。しかし、1975年の『南部解放』を契機に先の課題が達成されると、統一国家の建設という新たな課題が生まれ、まもなく世代交代の必要な時代が到来した。このことは、必然的に、レ・ズアンが彼独自のレールを敷き、その上を歩んで行く傾向を強めさせ、彼に従来とは異なるリーダーシップの安定基盤形成を模索させることになった。このような状況の中で、レ・ズアンは自分の世代はもとより次の世代にも党内にホー・チ・ミンほどの絶大な指導力を持つ人物が現われないと考え、1980年憲法などによって「集団指導体制」の法制化を推進し始めたように思われる。

以上の点から、報告では、レ・ズアンのリーダーシップの下にある時代とは、要するに①民族独立闘争と統一国家建設の2つの課題を担った時代であり、②ホー・チ・ミンの直接的・間接的影響力が薄れゆく中で、「集団指導体制」の法制化が進行しつつある時代と位置づけられるのではないかとの私見を明らかにした。

昭和59年10月 発行

発行者 東南アジア史学会（市川健二郎）

住所 〒108 東京都港区港南4-5-7  
東京水産大学社会科学研究室

電話 03-471-1251 内線341

郵便振替 東京9-132640 東南アジア史学会